

議案第16号

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
制定の件

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活保護法第39条第2項の厚生労働省令で定める基準の変更に伴い、救護施設における個別支援計画の作成に係る規定を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。